

鴨川市災害見舞金等支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月28日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第132号

鴨川市災害見舞金等支給要綱の一部を改正する告示

鴨川市災害見舞金等支給要綱（平成17年鴨川市告示第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）被災者が災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号（応急仮設住宅の供与に係る部分に限る。）若しくは第6号又は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第2条第2号に掲げる救助を受けることができる場合

第6条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2）被災者が被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けることができる場合

（3）被災者が鴨川市被災者生活再建支援金支給規則（令和5年鴨川市規則第28号）に基づく鴨川市被災者生活再建支援金の支給を受けることができる場合

附 則

この告示は、公示の日から施行する。